

## 第三回 会議 次第

### 1. 前回の会議の集約

- ・ 宿題の確認
- ・ 前回の主な意見

### 2. 意見具申について

# 資料1

## 合併浄化槽設置費補助金交付事業 実績表

年度	合併浄化槽補助基数(基)	備考
9年度	22	
10年度	137	
11年度	170	
12年度	181	
13年度	263	
14年度	94	
15年度	25	
合計	892	

- ※ 河川の水質汚濁の主原因である生活排水について、具体的な処理を計画的に進めるため、平成9年6月に八尾市生活排水処理計画を策定。
- ※ 下水道整備までの暫定対策である合併浄化槽の普及促進を図り、河川の水質改善を目的とした合併浄化槽設置費補助事業を平成9年10月より実施。
- ※ 平成12年6月 浄化槽法等関係法令改正により単独浄化槽は設置できなくなる。合併浄化槽の設置が義務化される。同年12月、八尾市合併浄化槽設置費補助交付金要綱の改正。補助期間平成15年4月30日まで。

八尾市合併処理浄化槽設置費  
補助金交付要綱

八尾市環境部環境保全課

# 八尾市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱

(平成13年1月5日改定)

## (目的)

第1条 この要綱は、既存家屋から排出される生活排水による汚濁負荷を低減し、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めることを目的とする。

## (補助対象)

第2条 補助の対象となる地域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可若しくは同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域(以下「下水道事業計画区域」という。)以外の地域、又は下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域の地域で、市長が別に定める地域とする。

2 新築(既存家屋の現所有者による建て替えを除く。)及び販売目的の住宅等に設置される合併処理浄化槽にあっては、補助の対象としない。

3 補助の対象となる合併処理浄化槽は、次の条件を満たすものであること。

(1) 市長が別に定める期限までに、くみとり便所又は単独処理浄化槽が設置されている既存家屋の改造又は建て替えにより設置されるもの。

(2) 住宅用であること。ただし、店舗等併用住宅においては、住宅部分の床面積が2分の1以上であること。

(3) 人槽区分が10人槽以下であること。

(4) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準に適合していること。

(5) 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90パーセント以上であること。

(6) 放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均値)以下の性能を有すること。

(7) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省通知)が適用される合併処理浄化槽にあっては、同指針に適合するものであること。

4 補助の対象となる設置者は、原則として次の条件を満たす者であること。

(1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出に係る受理書(以下「浄化槽設置届出受理書」という。)の交付又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第3項の規定に基づく確認通知書(以下「建築確認通知書」という。)の交付を受けた者

(2) 大阪府浄化槽維持管理指導要領に基づき適正に維持管理を行う者

(3) 合併処理浄化槽を継続的に使用する者

## (補助金の額)

第3条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用の実支出額と、別表左欄に掲げる人槽区分に応じてそれぞれ同表右欄に掲げる基準額を比較して、少ない方の額とする。

## (補助事前協議)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ合併処理浄化槽設置費補助事前協議書(様式第1号)(以下「補助事前協議書」という。)に

次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出受理書の写し又は建築確認通知書の写し及び浄化槽設計書
- (2) 申請者が改造又は建て替えをする既存家屋に居住していることを示す住民票記載事項証明書又は補助対象者としての要件を満たすことを証する書類。
- (3) 設置場所の付近見取図及び配置図（排水系統図）
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### (補助事前協議結果の通知)

第5条 市長は、前条の補助事前協議書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、補助金の交付を可とする決定をするときは補助金交付内示額を示すとともに、これに必要な条件を付けることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、その旨を合併処理浄化槽設置費補助事前協議結果通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 申請者が、前項の補助金の交付を可とする通知のあった日から3ヶ月を経過しても工事に着手できない場合、市長はその協議がなかったものとみなす。ただし、事業者の責めに帰さない事由等、市長が特に認める場合においては、この限りでない。

#### (工事着手の報告)

第6条 前条の規定により補助金の交付通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象工事の着手後、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

#### (事前協議内容の変更等)

第7条 補助対象者は、第4条の補助事前協議書の内容を変更（補助対象者の変更を含む。）しようとするとき、又は補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、事前協議事項変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付に係る合併処理浄化槽の設置完了後30日以内又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、合併処理浄化槽設置費補助金交付申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 合併処理浄化槽設置費補助事前協議結果通知書の写し
- (2) 設置費支払い額領収書の写し
- (3) 浄化槽設備士が実地に監督していることを示す写真
- (4) 合併処理浄化槽の基礎工事、据付け工事、かさ上げの状況等を示す写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

#### (補助金交付決定と交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書を審査し、補助事業の成果が事前協議の内容及び事前協議結果通知書に付した条件に適合すると認めるときは、補助金

の交付を決定するとともに交付額を確定し、補助金交付決定・交付額確定通知書（様式第5号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助対象者は、前条の補助金交付決定・交付額確定通知書を受け取ったときは、速やかに補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を交付目的以外の目的に使用したとき。
- （3）補助金交付の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4）合併処理浄化槽の設置を中止又は廃止したとき。
- （5）この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 市長は、前項の場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（工事施工の確認）

第13条 補助金交付事務を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工現場において確認するものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月2日から実施する。
- 2 八尾市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱（平成9年7月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 平成13年3月30日までに旧要綱第4条及び第5条による事前協議により補助金の交付を可とする通知を行ったものについては、旧要綱を適用する。

別 表（第3条関係）

人 槽 区 分	基 準 額
5人槽	354,000円
6人～7人槽	411,000円
8人～10人槽	519,000円

〔八尾市合併処理浄化槽設置費補助対象地域  
及び補助対象期限を定める件〕

改定後

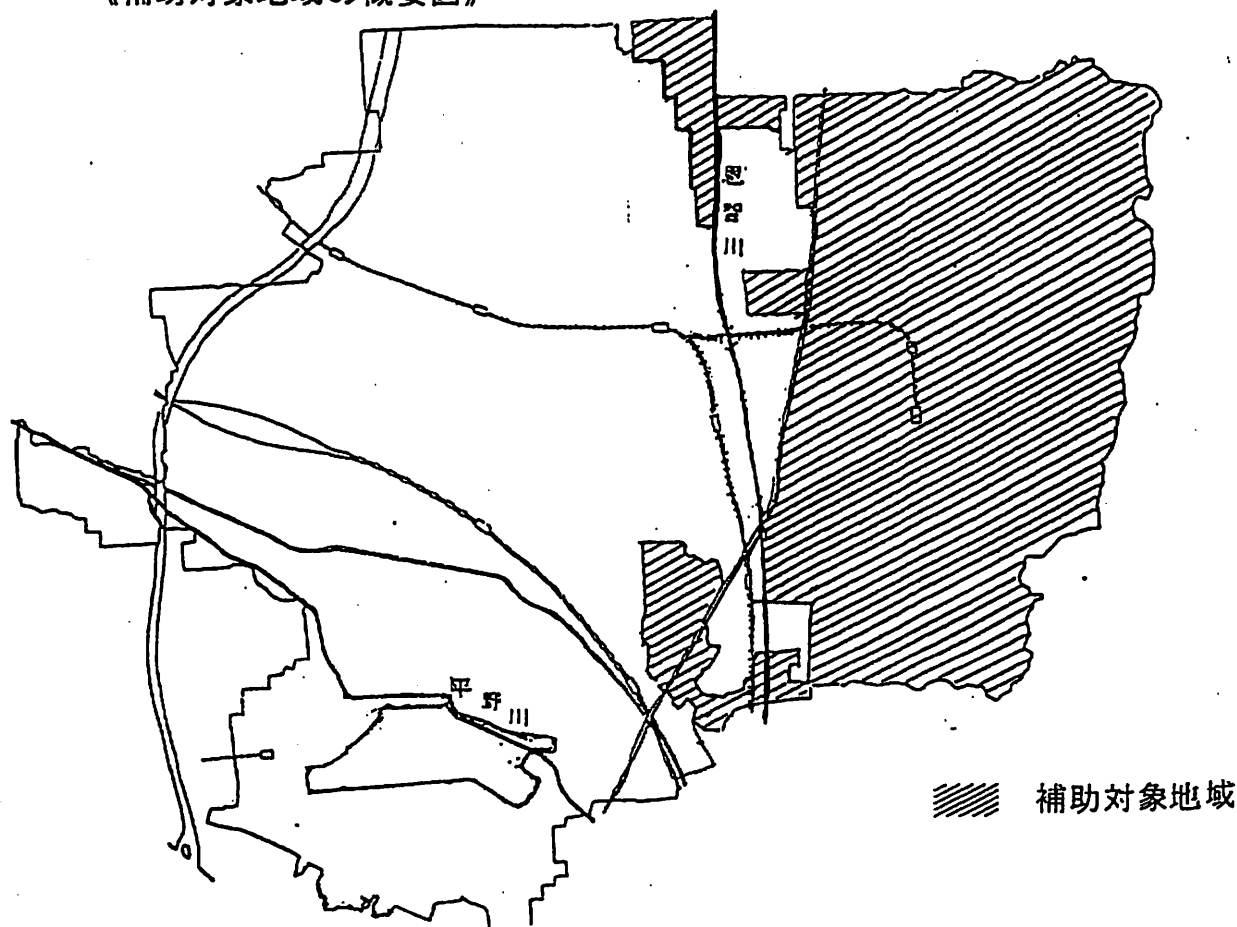
(平成13年1月5日改定)  
平成13年4月2日実施

八尾市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱第2条第1項に規定する市長が別に定める地域及び同要綱第2条第3項第1号に規定する市長が別に定める期限は、次のとおりとする。

1. 《補助対象地域》

福万寺町北の一部	垣内1～5丁目の一部	八尾木東1・2・3丁目の一部
福万寺町3～5丁目の一部	垣内6丁目・大字垣内	東弓削2・3丁目の一部
福万寺町6～8丁目	教興寺の一部	大字東弓削の一部
福万寺町南5・6丁目の一部	大字教興寺	大字八尾木の一部
上之島町北3丁目の一部	黒谷1丁目・大字黒谷	大字刑部の一部
福栄町4丁目の一部	黒谷2～6丁目の一部	柏村町3丁目の一部
上尾町8～9丁目の一部	郡川・大字郡川	都塚2丁目の一部
西高安町の一部	服部川・大字服部川	都塚3・4丁目
東山本町9丁目の一部	大字山畑	大字都塚の一部
東町2～5丁目の一部	大字大窪	大字二俣の一部
恩智北町2～4丁目の一部	千塚・大字千塚	
恩智中町2.4.5丁目の一部	水越	
恩智南町1.3.4.5丁目の一部	神立・大字神立	
大字恩智	大竹	
大神宮寺の一部	楽音寺・大字楽音寺	

《補助対象地域の概要図》



(案)

平成20年8月7日

八尾市長 田中誠太 様

八尾市下水道事業評価委員

委員 江藤剛治

委員 日下正基

委員 辻田幸男

委員 美濃原弥恵

委員 藤井 順

平成20年度八尾市下水道事業評価について（意見具申）

八尾市下水道事業評価委員に対し、検討依頼のありました、八尾市公共下水道事業の再評価については、下記のとおり意見を取りまとめましたので具申します。

なお、今後の事業推進にあたっては、別紙、付帯意見についても十分配慮し、早期の事業目的の達成や効果の向上に努めるよう申し添えます。

#### 記

下水道は、浸水の解消、生活環境の改善、公共水域の水質保全を図るためのライフラインとして必要不可欠な都市基盤施設である。

八尾市の下水道は、地形的な特性から、浸水対策としての雨水排除と環境対策としての汚水処理を同時に進めることができる合流式を主に採用し、事業を実施していることから、多大な費用と整備期間を要しているが、その投資効果は、十分に現れている。

また、下水道の普及によって河川、水路等の水質が改善されることは、環境面からも都市としての価値が高まる。

下水道整備人口普及率は80%に近づいているが、依然として整備年次が未定である市街化区域及び隣接する市街化調整区域の住民からの早期下水道整備の要望は強い。

今後、下水道事業を進めるにあたっては、社会情勢の変化に十分配慮しながら、効率的な事業計画を策定し、健全な下水道事業経営のもと、事業推進に努められたい。

以上

## (案)

### 平成20年度八尾市下水道事業評価委員付帯意見

- ・ 下水道は、都市のライフラインとして必要不可欠な都市基盤施設であるが、下水道の接続率を見た場合、接続していない事例もあることから、市民に対して、事業の必要性、目的及び効果を、より積極的に情報発信していただきたい。
- ・ 環境面では、下水道整備が進んだことにより、水路等の水質改善は確実に進んできているが、それに伴い水辺利用のニーズも高まっているので、さらなる水質の改善に努めていただきたい。
- ・ 環境面では、うるおいのある快適なまちづくりを図っていくうえで、水辺環境の保全・改善・創造は重要であり、水の循環という大きな体系の中で、下水道がその役割を担うものとして位置づけていただきたい。
- ・ 環境面では、「循環のみち」(循環型社会)を実現するために、下水道処理水を河川や水路への浄化・維持用水、防火用水、トイレの雑用水、植木への散水利用など、まちの魅力づくりに活用していただきたい。
- ・ 農業面では、下水道が普及することにより、水路等の水質が改善され、農業用水の利用価値も高まる。市内には、市街化調整区域はもちろん市街化区域の生産緑地等まだまだ農地も多く、農業生産面からも下水道の早期整備をしていただきたい。
- ・ 本市における生活排水処理については、地域特性や設置担保の確実性、経済性、放流水質の実績などから、合併浄化槽と比較して、公共下水道が有利である。したがって八尾市生活排水処理基本計画のとおり、下水道により早期整備を図っていただきたい。
- ・ 市街化調整区域の下水道整備については、特に外環状線以東の市街化調整区域は、すでに市街地が形成され、地形的にも市街化区域と連担していることから、市街化区域と一体的に進めていくことが効率的であり、市街化区域の事業進捗を見ながら計画的に進めていただきたい。
- ・ 市街化調整区域の下水道整備については、都市計画税の課題に見られる費用負担の問題があるので公平性を図っていただきたい。
- ・ 市街化調整区域の下水道整備については、人口の流れが都市の中心部に向かっているという指摘もあり、このような人々のライフスタイルの変化にも注意して、慎重に進めていただきたい。

## (案)

- 下水道事業の費用対効果分析については、今後の課題として、治水という大きな面からも河川部局等と連携し、総合的に評価していくことも考えていただきたい。
- 下水道事業の費用対効果分析手法については、歴史も浅く、評価手法として完全に確立されたものでないと思われる。今後、評価手法についても検討していただきたい。
- 下水道の経営面では、市全体の財政、企業・家計、並びに環境等に対する影響を踏まえつつ、今後とも、経営健全化に向けた課題に、引続き積極的に取り組まれるとともに、そのPRに努めていただきたい。